

長野県消費生活条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県消費生活条例（平成20年長野県条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重大な危害を及ぼす商品等の公表の通知)

第2条 知事は、条例第12条の規定による公表をしたときは、事業者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(自主基準の届出)

第3条 条例第15条第2項の規定による届出は、自主基準届出書（様式第1号）に、当該届出に係る自主基準を添えてしなければならない。ただし、その届出が自主基準の廃止に係る場合は、当該自主基準を添付することを要しない。

(不当な取引行為)

第4条 条例第17条の規則で定める行為は、別表のとおりとする。

(消費者訴訟に係る支援)

第5条 条例第30条の規定による支援を受けようとする者は、訴訟支援申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の支援は、消費者にあつては次に掲げる要件を、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第4項に規定する適格消費者団体（以下「適格消費者団体」という。）にあつては第2号の要件を満たす場合に行うものとする。

(1) 県内に住所を有すること。

(2) 提起する訴訟に係る被害と同一又は同種の被害が県内において多発し、又は多発するおそれがあること。

3 第1項の支援は、次のとおりとする。ただし、適格消費者団体に対して行う支援は、第1号及び第2号に掲げる支援に限るものとする。

(1) 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談（以下「消費生活相談」という。）に関する情報で消費者契約法施行規則（平成19年内閣府令第17号）第31条第1項第1号に規定する全国消費生活情報ネットワーク・システムに蓄積されたもののうち、知事が独立行政法人国民生活センターに提供した情報に係る資料の提供

(2) 前号に定めるもののほか、知事が受けた消費生活相談に関する情報に係る資料の提供

(3) その他知事が必要と認める支援

4 知事は、第1項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に相当の理由があると認めるときは、前項第1号又は第2号に規定する資料のうち必要と認められる範囲内の資料を提供するものとする。

5 知事は、第3項第1号又は第2号に掲げる支援を行うに際しては、当該消費生活相談

に関する情報が消費者の申出を要約したものであり、事実関係が必ずしも確認されたものではない旨を明らかにするものとする。

6 知事は、第3項各号に掲げる支援を行うに際しては、利用目的を制限し、又は活用の結果を報告することその他の必要な条件を付することができる。

7 知事は、第1項の申請に係る支援が、前項の規定により付そうとする制限又は条件に違反して利用されるおそれがあると認められるときは、当該支援を行わないものとする。

8 知事は、支援を行うに当たっては、消費者に係る個人情報の保護に留意しなければならない。

(消費生活センターの相談時間)

第6条 消費生活センターの相談時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、消費生活センターの所長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(知事への申出)

第7条 条例第48条第1項の規定による申出は、申出書(様式第3号)により行うものとする。

2 知事は、条例第48条第2項の規定による調査の結果又は講じた措置の内容を申出人に通知するものとする。

3 知事は、条例第48条第2項に規定する措置を講じたときは、その旨及びその内容を公表するものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第49条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(別表) (第4条関係)

1 条例第17条第1号に該当する行為

- (1) 商品及び役務(以下「商品等」という。)の販売の意図を隠し、若しくは商品等の販売以外のことを主要な目的であるように装い、又はそのような広告等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 商品等の種類、性能、品質、取引条件、取引の仕組みその他の商品等に関する情報であって消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に事実を告げず、不実のことを告げ、又は誤解を招くような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 事業者の氏名又は名称及び住所を明らかにせず、若しくは偽って、又は他の事業者であるとの誤解を招くような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 商品等の内容又は取引条件が実際のもの又は他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるとの誤解を招くような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 商品等の購入、設置又は利用が法令等により義務付けられているとの誤解を招くような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の職員であるとの誤解を招くような情報又はこれらの許可、認可、後援等を得ているとの誤解を招くような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 電話、郵便、電子メール、ビラ、拡声器等を用いて、又は住居を訪問して、契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げず、又は他の者に比して著しく有利な条件で契約を締結することができるとの誤解を招くような情報を提供し、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法により、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させる行為
- (9) 消費者を威迫するような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (10) 事業者に対し、消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (11) 消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させないで、当該契約の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させる行為
- (12) 道路その他の公共の場所において消費者を呼び止めて消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者につきまとして、消費者の意に反して、しつように説得して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (13) 消費者の要請がないにもかかわらず、又は消費者に冷静に検討する時間を与えず、しつように説得して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (14) 健康、財産等に関し生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥れるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (15) 消費者の過去の取引に関する情報を利用することにより、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は現在被っている不利益が拡大すること若しくは新たな不利益を被ることを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (16) 消費者の意に反して、長時間にわたり、繰り返し、又は早朝若しくは深夜に電話し、訪問する等の消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (17) 年齢その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (18) 主たる販売目的以外の商品等は無償又は著しく低い対価で提供することにより、消費者の購買意欲をあおり、消費者の正常な判断を妨げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (19) 恋愛感情を利用し、又は親切を装うこと、無償又は著しく低い対価で商品等を提供すること等により消費者に心理的な負担を負わせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (20) 商品等の購入資金に関して、消費者の要請がないにもかかわらず、又はその要請に比して過大に、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることをしつように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (21) 消費者に対し、年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要な事項を偽るように唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (22) 契約の締結の勧誘を拒絶する、又は契約を締結しない旨の意思表示にもかかわらず、消費者を訪問し、又は電話をかけて、当該契約の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させる行為
- (23) 契約の締結の勧誘を拒絶する、若しくは契約を締結しない旨の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、ファクシミリ装置又は電子メールを利用して一方的に広告宣伝等を行うことにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (24) 電子契約（特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）第 16 条第 1 項第 1 号に規定する電子契約をいう。以下同じ。）の申込みを受ける場合において、電子契約に係る電子計算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。）が当該電子契約の申込みとなることを消費者が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示せず、若しくは申込みの内容を消費者が当該操作を行う際に容易に確認及び訂正できるようにせず、又は申込みの様式が印刷された書面により契約の申込みを受ける場合において、当該書面の送付が申込みとなることを消費者が容易に認識できるように当該書面に表示せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (25) (1)から(24)までに掲げるもののほか、これらに準ずる行為

2 条例第 17 条第 2 号に該当する行為

- (1) 正当な理由がないのに、日常生活において通常必要とされる商品等の分量、回数又は期間を著しく超えることとなる内容の契約を締結させる行為
- (2) 消費者の知識、経験、財産、年齢等の状況に照らし、不相当と認められる内容の契約を締結させる行為
- (3) 商品等の購入に伴って受ける信用が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った内容の契約を締結させる行為
- (4) 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、消費者の意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させる行為
- (5) 消費者が購入の意思表示をした主たる商品等と異なるものを契約書等に記載して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約書等を作成し、契約を締結させる行為
- (6) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる条項を設けた契約を締結させる行為
- (7) 契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、消費者に不当に高額又は高率な負担を義務付けるものを設けた契約を締結させる行為
- (8) 事業者の債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵による損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵を修補する責任若しくは瑕疵のない物をもってこれに代える責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させる行為
- (9) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な管轄裁判所を定める条項を設けた契約を締結させる行為
- (10) クレジットカード、会員証等の商品等の供給を受ける際の資格を証するものが、第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させる行為
- (11) 法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は義務を加重する条項であって、取引における信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものを設けた契約を締結させる行為
- (12) (1) から (11) までに掲げるもののほか、これらに準ずる行為

3 条例第 17 条第 3 号に該当する行為

- (1) 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫し、又は当該消費者等に不利益をもたらすおそれがある情報を流布する旨の言動により心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫る行為
- (2) 消費者等を欺き、又は威迫して、消費者等に資金を調達させて、債務の履行を迫る行為
- (3) 消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく電話をし、訪問する等の不当な方法を用いて、債務の履行への協力をしつように要求し、又は協力をさせる行為
- (4) 契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるにもかかわらず、一方的

に契約の成立又はその内容を主張して、これに基づく債務の履行を迫る行為

- (5) 事業者の氏名若しくは名称又は住所を明らかにせず、又は偽って、消費者等に対して、債務の履行を迫る行為
- (6) 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの履行の督促に対して適切な対応をすることなく、当該契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
- (7) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を一方的に中止する行為
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、これらに準ずる行為

4 条例第 17 条第 4 号に該当する行為

- (1) 消費者のクーリング・オフの権利（特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 58 条第 1 項及び第 58 条の 14 第 1 項その他これらに類する法令の規定に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利をいう。以下同じ。）の行使に際して、これを拒否し、若しくは無視して、又は消費者を欺き、若しくは威迫することにより、これを妨げる行為
- (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、役務の対価等法令上根拠のない要求をして、これを妨げる行為
- (3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭によるクーリング・オフを認めたにもかかわらず、後に書面によらないことを理由として、又は商品を使用させ、若しくは消費させたにもかかわらず、当該商品を使用し、若しくは消費したことを理由として、これを妨げる行為
- (4) 継続的に商品等を供給する契約における消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対し、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫すること等により、これを妨げる行為
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に対し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫すること等により、これを妨げる行為
- (6) 契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張によって生じた法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、これらに準ずる行為

5 条例第 17 条第 5 号に該当する行為

- (1) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者（以下「販売業者等」という。）からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）に係る重要な情報について、故意に事実を告げず、不実のことを告げ、又は誤解を招くような情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

- (2) 商品等の購入に伴って受ける信用が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (3) 販売業者等の行為が1又は2のいずれかの行為に該当することを知りながら、又は当該販売業者等の行為に関し適切に調査していれば、そのことを知り得たにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (4) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をかけ、又は訪問する等の消費者の利益を不当に害する方法で、消費者又はその関係人に与信契約等に基づく債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、これらに準ずる行為

(様式第1号) (第3条関係)

自 主 基 準 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県消費生活条例第15条第2項の規定により、自主基準を策定(変更・廃止)したので、下記とお届け出ます。

記

- 1 自主基準を策定(変更・廃止)した理由

- 2 自主基準を遵守するための組織、体制等

(備考) 自主基準の廃止の場合には、「自主基準を遵守するための組織、体制等」欄の記載は要しない。

(添付書類) 策定又は変更した自主基準

(様式第2号) (第5条関係)

訴 訟 支 援 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

(適格消費者団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(適格消費者団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県消費生活条例第30条の規定により、訴訟の支援を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 申請理由
- 3 希望する訴訟支援の内容
- 4 希望する訴訟支援の範囲
- 5 希望する訴訟支援の実施の方法
- 6 訴訟支援の利用目的、その管理方法及び取り扱う者の範囲

- (備考)
- 1 「対象となる事業者の氏名又は名称及び住所」欄には、事業者に関する情報(電話番号、屋号、取り扱う商品又は役務の名称等)について、できる限り記載すること。
 - 2 「申請理由」欄には、申請者が収集した情報の概要その他の申請を理由づける事実等を具体的に記載すること。
 - 3 「希望する訴訟支援の範囲」欄には、消費生活相談を受け付けた期間、地域等を具体的に記載すること。
 - 4 適格消費者団体にあつては、その認定に係る通知書の写しを添付すること。

(様式第3号) (第7条関係)

申 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県消費生活条例第48条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 申出の趣旨

- 2 求める措置の内容

- 3 その他参考となる事項

(様式第4号) (第8条関係)

					第	号
長野県消費生活条例第49条第2項の規定 による立入検査をする職員の身分証明書						
写 真 押出 スタンプ	所	属				
	職	名				
	氏	名				
		年	月	日生		
	年	月	日交付			
	年	月	日限り有効			
長野県知事					印	